

# 『女性・平和・安全保障』を 世界に訴えるのに NGOができるることは何か？

CSW69直前勉強会

2025年2月25日

国連NGO国内女性委員会

紙谷雅子

# 第69回国連女性の地位委員会 CSW69

2025年3月10日から21日

CSW69の優先テーマは「北京+30」

# CSW69の優先テーマは「北京+30」

これは国連の経済社会理事会ECOSOCの  
2022年決議（2022/5）で決まりました。

# CSW69の優先テーマは「北京+30」

より正確には、

The review and the appraisal of the implementation of the Beijing Declaration and Platform for Action and the outcomes of the Twenty-third special session of the General Assembly

北京宣言と行動綱領及び国連総会第23回特別会期の成果実現に関する検討と評価

(この検討には、2030年の持続可能な目標の完全な実現に貢献するジェンダー平等とあらゆる世代の女性のエンパワーメントの達成と行動綱領の実施に影響を及ぼす現在の挑戦に対する評価が含まれている)

国連ウイメンの2025年1月のメッセージによれば・・・

北京宣言と行動綱領は、全ての女性たち、あらゆる世代の女性たちの平等の権利を達成するために作り出された、これまで一番世界で最も包括的で先見の明のある計画で、1995年に189の政府が合意した12の行動領域=「重要な関心領域」・・・仕事と経済、政治参加、平和、環境、女性に対する暴力を終結させることなどを主張している。

2025年は北京宣言と行動綱領30周年であり、フェミニズムにとり、あらゆる世代の女性たちの権利のために戦い、ジェンダー平等を要求し、全ての人に世の中で公平な機会があるよう権力構造の均衡の実現を求める・・・転換点である。

# 女性の地位委員会は・・・

関係各国に対して、その進捗状況と直面している挑戦について、包括的な国別報告を実施するよう、求めている

## 日本の報告書

<[https://www.unwomen.org/sites/default/files/2024-11/b30\\_report\\_japan\\_en.pdf](https://www.unwomen.org/sites/default/files/2024-11/b30_report_japan_en.pdf)>

国連の地域委員会は30年間の成果について地域単位の検討を行い、地域単位の政府間会合を開催するよう、求めている

アジアと太平洋地区(ESCAP)で開催された大臣レベルの会合 <<https://www.asiapacificgender.org/Beijing>>

サイド・イベントは  
政府機関や国際機関と非政府組織とが一緒に  
ニュー・ヨークの国連の場で実施

JAWW（日本女性監視機構）、国際婦人年連絡会、国連NGO国内女性委員会という日本の3つのNGOsは、国連日本政府代表部と共に、毎年3月に開催されてきたCSWの期間中に、CSWの優先テーマの理解を促し、実現をめざして、この10年余り、サイド・イベントを開催してきました。

# サイド・イベントの主体となっている 3つの非政府組織とは・・・

JAWW（日本女性監視機構） 2001年設立

目的 1. 北京行動綱領と2000年国連総会成果文書等の実施状況を監視推進

2. Asia Pacific Women's Watchと連携し、国内外でジェンダー平等とあらゆる世代の女性のエンパワーメントを推進

国際婦人年連絡会 1975年設立

目的 平等・開発・平和を目指し「国連婦人年日本大会（1975）」で採択した大会決議及び民間行動目標の実現を図る

国連NGO国内女性委員会 1957年設立

目的 1. 国連憲章に示されている平和と人権尊重の目的実現のため国連及び国連関係諸機関に協力、必要に応じ政府に意見を表明・要望する

2. 国連総会第3委員会にい版市民社会の女性の左角を実現するため候補者を専攻し、政府代表団の一員として外務省へ推薦する

3. 国連総会報告会を開催し、国連の動きを一般に知らせ、国連及び国連会議への女性の進出に努力する

CSW69において、3NGOsが  
国連日本代表部と共に催す  
サイド・イベントのタイトル

『女性・平和・安全保障』を  
世界に訴えるのに  
NGOができるることは何か？

# 『北京+30』と『女性・平和・安全保障』との 関係

『北京行動綱領』

第4章 戦略目標及び行動

E 女性と武力紛争（第131節から第149節）は

平和を維持し、人権、民主主義及び紛争の平和的  
解決を促進し保護する環境が、女性の地位向上のた  
めに重要な要素であるという前提に立ち・・・

武力紛争とテロリズムが、あらゆる世代の女性たち  
は社会における地位と自らの性ゆえに格別の影響を被  
っている・・・と指摘する

武力その他の紛争の真っ只中にあって、女性たちは  
しばしば社会秩序の維持のための働く・・・多くの場  
合、その寄与と貢献は認知されない

武力その他の紛争に対処するにあたり、決定が下され  
る前に、女性及び男性に及ぼす影響の分析がなされ  
るよう、あらゆる政策及び計画の中心にジェンダーの  
視点を据える政策を推進すべき

# 国連安全保障理事会は2000年に1325号を採択

加盟国に対し、紛争の予防、管理と解決のための国、地域及び国際的な機関ならびに機構におけるあらゆる意思決定レベルに女性の参加増加の確保を促す

特別代表や使節としてより多くの女性を任命

軍事監視、文民警察、人権及び人道要因の中の女性の役割と貢献の拡大  
平和維持活動・和平協定の交渉及び実施にジェンダーの視点を・・

現地の活動にジェンダーの構成要素の含有を確保

ジェンダーに基づく暴力、その他あらゆる形態の暴力からの保護

戦争犯罪に責任ある者の不処罰に終止符を打つ・・国家責任

ジェンダーに基づく配慮と女性の権利を考慮し、任務遂行する・・安保理

# 安全保障理事会はWPSに関する10の決議を採択

- |                |                          |
|----------------|--------------------------|
| SCR1325 (2000) | 平和と安全保障における女性を関連づけた      |
| SCR1820 (2008) | 紛争下の性的暴力を戦争犯罪として明示       |
| SCR1888 (2009) | 和平交渉における性的暴力問題への対処を強調    |
| SCR1889 (2009) | 紛争後の和平プロセスへの女性の参画障壁への対処  |
| SCR1960 (2010) | 紛争化の性的暴力の当事者・責任者の報告制度の導入 |
| SCR2106 (2013) | 紛争化の性的暴力防止の捜査と訴追の必要      |
| SCR2122 (2013) | 紛争解決と平和構築における女性リーダーシップ   |
| SCR2242 (2015) | 女性の予防と解決への参加を強調          |
| SCR2250 (2015) | ユースも平和維持と安全保障に変化をもたらす    |
| SCR2467 (2019) | 生存者ニーズへの対応・性的暴力被害者支援     |
| SCR2493 (2019) | 女性の平等で意味のある参画・和平プロセス参加促進 |

# 「女性・平和・安全保障」に向けた コンセプト・ペーパー

25年前の2000年10月、市民社会からの強い働きかけの結果、国連安全保障理事会は「女性・平和・安全保障」に関する安保理決議1325号(CSR1325/2000)を承認し、その後の9つの決議と合わせて「女性・平和・安全保障(WPS)」は紛争を終焉させ、和平を構築し、さらにそれは永続する平和を実現する試金石となる（はずであった）

SCR1325は、対立や危機が一方において女性たちに非常に大きなマイナスの影響を及ぼすが、他方、女性たちは被害者という立場を超えて和平の過程において重要な役割を果たしていることを世界が認めるべきであるという宣言に他ならない。

停戦の瞬間だけでなく、和平計画の実現とその結果達成される長期に及ぶ平和は全過程と一体であって、人間の安全保障という概念において永続する平和を達成することは必要不可欠である。そのため、国際社会は軍事による安全保障の代わりに人間の安全保障を優先しなければならないという発想であろう。

# SCR 1325以降のWPSは

安全保障における主体として、紛争解決だけでなく、  
紛争「予防」に際しても、和平交渉、平和構築、平和維持・支援、人道・復興・開発支援の全ての取り組みとプロセスにおいて、ジェンダー（に限らず、複合的な属性を考慮し、）平等な「**参画**」を実現すること

紛争下の「**性的暴力・ジェンダーに基づく暴力**」からの被害者の「保護・救済」とサバイバー自立のための支援と、加害者・責任者の免責を許容しない「法の支配」の確立に取り組むこと

を重視しているようである

今回の企画においては、政府ではない組織NGOsがWPSのアジェンダを促進し、奨励するのに、どのような貢献をすることができるのか、つまり、私たちにできることを模索した。

プログラムとしては・・・

人間の顔をした軍縮について

平和への意思（長崎から高校生平和大使経験者）

被害者支援とエンパワーメント（国連人口基金）

平和構築へのサポート（JICA）

「WPSの現在（2月の会議の成果）」

「NGOsに期待すること」

WPSにおいて  
平和と並記される安全保障とは

国家の・軍備増強によるのではなく

ジェンダーとユースという変化の媒体を通じての  
軍縮と人道的援助の強化を目指す  
という意味であると

2000年の安全保障理事会は考えている！？！

ご清聴、ありがとうございました

# 『北京+30』に関しては

JAWW NGOレポート  
北京+30に向けて

2024年9月

JAWW事務局 office@JAWW.info